

(様式2)

公の施設の指定管理者制度導入施設の管理運営状況調書【対象年度:令和6年度】

所管部・課 総務部・角館市民センター

指定管理者 下延部落

1 施設名等

施設名	仙北市下延コミュニティセンター 下延農村公園	施設の所在地	仙北市角館町下延段添198番地
-----	---------------------------	--------	-----------------

2 施設の概要

設置年月	平成17年9月	根拠条例等	仙北市コミュニティセンター条例・ 仙北市農村公園及び広場条例
設置目的	新しいコミュニティづくりの推進を図るため、地区コミュニティ活動の拠点施設としてコミュニティセンターを設置する。 農業者等地域住民の保健及び休養の場として仙北市農村公園及び広場を設置する。		
施設内容	・コミュニティセンター(体育館、研修室、会議室、和室、調理室)・農村広場		
利用料金	体育館(3,140円/1回)、研修室、会議室、和室、調理室(各部屋2,090円/1回)(各部屋とも減免制度あり。)灯油代1時間につき300円、興行等で利用する場合は別料金		

3 指定期間・選定方法

指定期間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日 (5年間)
選定方法	公募(応募者数:1)・非公募(随意指定)

4 収支の状況(決算ベース)

※財源内訳 (①指定管理料のみ ②指定管理料+利用料金収入 ③利用料金収入のみ) (単位:千円)

項目/年度		令和5年度	令和6年度	項目/年度		令和5年度	令和6年度
収入	指定管理料	905	905	支出	維持管理費	993	1,078
	利用料金収入	7	8		事業費		
	その他	302	221		その他		
収入合計 ①		1,214	1,134	支出合計 ②		993	1,078
※臨時的経費除く。				収支差引(①-②)		221	56

5 指定管理者の業務内容

- ・コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・上記に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認める業務

6 利用実績等

(1)利用実績【指標:利用者数・利用件数・稼働率】 (単位:人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度(A)	28	4	5	68	10	28	110	68	22	29	8	19	399
令和5年度(B)	25	8	4	54	30	40	30	9	18	45	11	3	277
(A)／(B)	112.0%	皆増	皆増	125.9%	33.3%	70.0%	366.7%	755.6%	122.2%	64.4%	72.7%	633.3%	144.0%

(2)利用料金収入 (単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度(A)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.3	4.3	0.3	0.3	0.3	0.3	7.8
令和5年度(B)	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	2.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0	6.6
(A)／(B)	皆減	0.0%	0.0%	0.0%	皆増	100.0%	15.0%	皆減	100.0%	100.0%	皆減	0.0%	118.2%

※1～3、5:所管課記入・4、6:指定管理者記入

7 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価記入) ※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項 目	指 定 管 理 者	所 管 課	
		評価	評価
施設の目的に沿った管理運営	地域の活動拠点として利用され、また仕様書等に基づいた施設及び設備の維持管理ができた。	B	協定書、仕様書等に基づいた管理運営をしたと認められる。
平等な利用の確保	利用予約は先着順で受け付けるなど、平等な利用を確保した。	B	平等な利用を確保したと認められる。
利用者サービス向上の取組	利用者アンケートを実施し、利用者の声を把握し、速やかな対応に努めた。	B	利用者の声を把握し、速やかな管理運営に反映させている。
自主事業	調理室を活用した料理教室を開催 部落総会の開催	B	地域コミュニティの活動拠点として設置目的に寄与している。
職員・管理体制	部落役員会で管理運営、管理人が施設を巡回点検	B	仕様書に基づく管理要員を配置し、管理運営を行っていると思えられる。
収支状況	収入1,134千円に対し、支出1,078千円で56千円の黒字であった。	A	年数の経過により、修繕経費がかかると思われるが、さらなる経費節減に努めていただきたい。
今年度の取組 (令和6年度)	施設見廻り点検、清掃、敷地草刈り作業、除排雪等を実施		施設の適切な管理に努めていただきたい。
総合評価	おおむね協定書等に基づいた管理運営を実施できた。	B	おおむね協定書等の内容のとおり、適正な管理運営が行われている。

〈指定管理者評価区分〉

- A: 仕様書等の内容を上回る成果であった。
 B: おおむね仕様書等の内容どおりの成果であった。
 C: 仕様書等の内容を下回る項目があった。
 D: 仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項があった。

〈所管課評価区分〉

- A: 仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われた。
 B: おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われた。
 C: 仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D: 仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

8 制度の効果及び施設管理運営の課題

項 目	指 定 管 理 者	所 管 課
制度の効果	コロナ禍による施設の利用自粛が緩和され、利用者が前年度より増加した。利用者に対する対応もスムーズに取れて、利用しやすい環境が整えられていると考える。	施設の利用自粛が緩和され、利用者数が前年度よりも増加した。また、施設の環境整備も充実しているので、今後さらに増加することに期待する。
施設の管理運営の課題	建設されてから30年以上が経過し、施設内の設備が破損してきており対応が必要である。	施設内の設備の破損等については、緊急性等を考慮して年次計画で対応したい。

※7～8: 指定管理者及び所管課記入